

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百七十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分059(1)中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改める。

別表Ⅱ区分065(3)④を次のように改める。

④ 関節窩^かヘッド

ア 標準型	155,000円
イ 外側補正型	164,000円
ウ 下方補正型	164,000円

別表Ⅱ区分066(1)を次のように改める。

(1) 上腕骨側材料

① 標準型	324,000円
② 特殊型	339,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分152に次のように加える。

(5) 部品連結用

① 縦型

185,000円

② 横型

342,000円

別表Ⅸ(5)の表040(4)②の項中「22500BZX004010000」を「22500BZX00401000」に改める。